

令和4年度寒河江市原油価格物価高騰等影響緩和一時支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍の中、原油価格及び物価の急激な高騰の影響で仕入価格及び経費が上昇したことに伴い利益が減少し、厳しい経営環境に置かれている市内の事業者を支援するため、予算の範囲内において支援金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年寒河江市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 影響対象経費 荷造運賃費、水道光熱費、消耗品費、修繕費・外注工賃（人件費相当分を除く。）、その他経費（事業で使用する車両のガソリン代等）をいう。
- (3) 利益率 収入金額から売上原価及び影響対象経費を差し引いた額を収入金額で除して100を乗じたものをいう。

(交付対象者等)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 市内に本社又は本店がある法人及び個人事業主
- (2) 主たる事業が日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類をいう。）

に規定する別表第1に掲げる業種の事業者

- (3) 令和4年3月以前から事業を開始している事業者で、今後も事業継続の意思があること。なお、令和4年1月から3月までに事業を開始した場合は、寒河江市商工会の経営指導を受けていること。
- (4) 年間売上金額（直近の確定申告又は住民税申告（以下「確定申告等」という。）における年間売上金額をいう。ただし、事業開始後間もないことにより直近の確定申告等における事業月数が12に満たない又は確定申告等をしていない場合は、1月当たりの売上金額の平均値に12を乗じた額をいう。以下同じ。）が100万円以上の事業者
- (5) 原油価格又は物価高騰の影響により、令和4年4月から同年9月までの間の連続する任意の3か月間（以下「算定対象期間」という。）の売上金額に対する利益率が令和元年から令和3年までの同期間（以下「比較対象期間」という。）と比較して5パーセント以上減少した事業者であること。ただし、事業開始後間もないことにより比較対象期間が3か月に満たない場合は、事業を開始した日から算定対象期間の前日までのうち連続する3か月の利益率と比較するものとする。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者でないこと。
- (7) 寒河江市暴力団排除条例（平成24年市条例第16号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していないこと。
- (8) 令和4年度寒河江市燃油価格高騰支援給付金又は令和4年度寒河江市農業経営緊急応援事業（応援金給付事業）の給付を受けていない又は受ける予定がない事業者

(9) 市税等の滞納がない又は納税相談をしていること。

2 複数の事業者の所在地が同一の建物に所在し、かつ、代表者が同一人物、親子又は配偶者である場合は、1事業者とみなし、代表する1事業者からの申請のみを受理するものとする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、年間売上金額に応じて、別表第2に掲げるとおりとする。

(支援金交付申請書)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第5条の規定にかかわらず、令和4年度寒河江市原油価格物価高騰等影響緩和一時支援金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、利益率について寒河江市緊急経済対策事業実行委員会の確認を得た上で、市長に提出しなければならない。

(1) 原油価格物価高騰等影響緩和一時支援金利益率減少計算書（様式第2号）

(2) 支援金振込先口座の通帳の写し

(3) （確定申告等をしている場合）確定申告書又は住民税申告書の写し並びに算定対象期間と比較対象期間の売上金額及び影響対象経費を確認できる資料

(4) （確定申告等をしていない場合）法人は履歴事項全部証明書の写し、個人事業主は開業届出書の写し等

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請書を提出することができる期間は、市長が別に定める期間とする。

(支援金の交付の決定)

第6条 市長は、申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う関係者からの意見聴取等により、当該申請に係る支援金の交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付の決定を行った場合は、規則第15

条に規定する額の確定を行ったものとみなす。

3 市長は、第1項の規定により支援金を交付することを決定したときは、速やかに交付すべき支援金の額を確定し、規則第8条及び第15条の規定にかかわらず、令和4年度寒河江市原油価格物価高騰等影響緩和一時支援金交付決定兼額の確定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定により支援金を交付しないことを決定したときは、寒河江市原油価格物価高騰等影響緩和一時支援金不交付決定通知書（様式第4号）により、その旨及び理由を明示し、申請者に通知するものとする。

（帳簿等の保管）

第7条 支援金の交付を受けた者は、次に掲げる書類を整備し、支援金の交付を受けた日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(1) 利益率の減少状況を確認できる帳簿等の写し

(2) 事業内容及び営業実態を確認できるもの

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月24日から施行する。

別表第1

建設業	大分類D－建設業に属するもの
製造業	大分類E－製造業に属するもの
ガス業	大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業のうち、中分類34－ガス業に属するもの
情報通信業	大分類G－情報通信業に属するもの
運輸業、倉庫業	大分類H－運輸業、郵便業のうち、中分類43－道路旅客運送業、中分類44－道路貨物運送業及び中分類47－倉庫業に属するもの
卸売業、小売業	大分類I－卸売業、小売業に属するもの
不動産業、物品賃貸業	大分類K－不動産業、物品賃貸業のうち、中分類69－不動産賃貸業・管理業及び中分類70－物品賃貸業に属するもの
広告業、技術サービス業	大分類L－学術研究、専門・技術サービス業のうち、中分類73－広告業及び中分類74－技術サービス業（他に分類されないもの）に属するもの
宿泊業、飲食サービス業	大分類M－宿泊業、飲食サービス業に属するもの
生活関連サービス業、娯楽業	大分類N－生活関連サービス業、娯楽業に属するもの
教育、学習支援業	大分類O－教育、学習支援業のうち、中分類82－その他の教育、学習支援業に属するもの
療術業、医療に附帯するサービス業	大分類P－医療、福祉のうち、小分類835－療術業及び小分類836－医療に附帯するサービス業に属するもの
サービス業（他に分類されないもの）	大分類R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類88－廃棄物処理業、中分類89－自動車整備業、中分類90－機械等修理業（別掲を除く）、中分類91－職業紹介・労働者派遣業、中分類92－その他の事業サービス業及び中分類95－その他のサービス業に属するもの
その他市長が特に必要と認める業種	

※不動産業については、以下の事業者に限る。

法人：宅地建物取引業の免許を保有し、確定申告において、売上を「事業収入」として計上している事業者

個人：収入が不動産収入のみの事業者（法人の代表になっている等、他の収入がある者については対象外）

別表第2

年間売上金額	支援金の額	
	個人事業主	法人
100万円以上5,000万円未満	5万円	10万円
5,000万円以上1億円未満	7万円	15万円
1億円以上	10万円	20万円